役員等に対する資産の譲渡等の状況等　　第４表付表２（初葉）

法　人　名	特定非営利活動法人かわさきし

1　役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

①　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

②　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

③　上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

⑴　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

土地付き建物、
車や事務機器の譲渡など

役員等又は役員等が支配（発行済株式の 50%以上を保有、又は 50%以上を出資）する法人との取引（申請を行う法人への譲渡や貸付けを含む）がある場合のみ記載

⑵　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
川崎　太郎	正会員	事務所建物	通年	1,200,000 円	光熱費等を含む
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

・　「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表付表２）」は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

⑶　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
岩手　博	正会員	○○事業・講師謝金	令和 4.4.30	50,000 円	謝金規程による（源泉所得税を含む。）
福岡　麻里子	理事	○○事業・講師謝金	令和 4.8.30	50,000 円	謝金規程による（源泉所得税を含む。）
福井　清	正会員	○○事業・講師謝金	令和 5.11.29～30	100,000 円	謝金規程による 50,000 円×2 日分（源泉所得税を含む。）
新潟　良子	理事	ホームページ年間維持手数料	令和 4.4.1～令和 6.3.31	60,000 円	謝金規程による 2,500 円×24 月分（源泉所得税を含む。）
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

提供が複数回にわたる場合は、金額及び回数など「対価の額」の内訳を記載

2　役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

特になければ、記載は不要

3　支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
なし		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

実績判定期間から申請書提出日までの間において寄附金（助成金を含む。）を支出した場合に、全ての支出先の名称などを記載

（注意事項）

・　「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表付表２）」は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。